

報告第15号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月5日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	29. 2. 22	円 26,000	平成28年10月24日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の階段に接触し、破損させたもの
2	環境局	29. 2. 28	円 110,244	平成28年9月17日、麻生区上麻生5丁目12番33号先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと左に寄った際、被害者所有の自動販売機に接触し、破損させたもの
3	環境局	29. 3. 15	円 21,402	平成28年11月28日、川崎区大島5丁目11番12号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、左側の駐車場から道路に出ようとした被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
4	環境局	29. 4. 3	円 190,080	平成29年1月6日、中原区新丸子町911番地先路上で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者所有の集積所の扉及び外壁に接触し、破損させたもの
5	環境局	29. 4. 4	円 33,480	平成29年2月21日、被害者宅先丁字路で、本市小型ごみ収集車が、左折しようとした際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの

6	環境局	29. 5. 1	円 96,660	平成28年4月8日、高津区***** **敷地内で、本市小型ごみ収集車が、集積 所に着けようとした際、被害者所有の排水設 備の蓋の上を通過したため、当該蓋を破損さ せたもの
7	まちづ くり局	29. 2. 2	円 50,922	平成28年12月2日、宮前区菅生1丁目19番 先丁字路で、本市小型乗用車が、右折した際、 右側から走行してきた被害者運転の普通乗用 車に接触し、破損させたもの
8	建設緑 政局	29. 4. 7	円 934,431	平成28年9月12日、多摩区生田8丁目6番 16号先路上で、本市軽ライトバンが、右折し ようとした際、前方から走行してきた被害者 運転の原動機付自転車が、衝突を避けよう として転倒し、当該原動機付自転車及び被害者 の衣服等が破損し、並びに被害者が負傷した もの
9	多摩区 役所	28. 2. 3	円 131,840	平成27年11月26日、多摩区堰1丁目1番1 号先丁字路で、本市小型乗用車が、右折しよ うとした際、前方から走行してきた被害者(ア) 所有の軽乗用車に接触し、破損させ、及び運 転していた被害者(イ)を負傷させたもの
10	多摩区 役所	29. 2. 2	円 587,020	
11	建設緑 政局	29. 2. 16	円 245,160	平成28年9月23日、白山北緑地内で、斜面 地に生えていた樹木が自重に耐え切れずに倒 れ、隣接する被害者所有のフェンスを破損さ せたもの
12	建設緑 政局	29. 3. 15	円 121,874	平成28年7月30日、恩廻公園で、自転車に 乗って遊んでいた被害者が、フェンスに手をつ いた際、当該フェンスの破損箇所を負傷した もの
13	建設緑 政局	29. 3. 24	円 99,855	平成27年12月11日、高津区溝口2丁目3番 10号先で、蓋の設置されている水路上を通行 中の被害者が、当該水路の蓋とともに落下し、 負傷したもの
14	建設緑 政局	29. 5. 2	円 7,544	平成28年10月10日、多摩区南生田5丁目15 番6号先路上で、被害者運転の普通乗用車が 走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通 乗用車が破損したもの
15	教育委 員会	29. 3. 3	円 55,922	平成28年11月2日、市立学校の校庭で、剪 定した樹木の枝が落下し、隣接する駐車場に 駐車していた被害者所有の普通乗用車を破損 させたもの
16	教育委 員会	29. 3. 10	円 392,000	平成25年11月8日、市立学校の校庭で、体 育の授業中、他の児童が運んでいたバスケット ゴールが、被害者に当たり、負傷させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
110	27.7.2	都市計画 道路野川 柿生線（ 溝口駅南 口広場） 整備工事	川崎市川崎区池上町9番 23号 小沼・星野和・真成共同 企業体 代表者 株式会社 小沼工務店 代表取締役 小沼 三男 構成員 株式会社 星野和建设 代表取締役 星野 晃一 構成員 真成開発株式会社 代表取締役 柳田 隆幸	契約金額 702,000,000 円	契約金額 632,919,960 円	29.3.29	平成27 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より一部増 額となった ものの、交 通管理者等 との協議の 結果、舗装 面積や掘削 方法等を変 更したこと により、工 事費が減額 となったこ とから、全 体として減 額変更を行 うものであ る。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
103	28.6.16	川崎駅西 口堀川町 C地区連 絡ペデス トリアン デッキ整 備工事	横浜市鶴見区末広町2丁 目1番地 JFEエンジ・JFEコ ンフォーム共同企業体 代表者 JFEエンジニアリング 株式会社 代表取締役社長 大下 元 構成員 JFEコンフォーム株式 会社 代表取締役社長 細谷 由光	契約金額 746,280,000 円	契約金額 747,073,800 円	29.4.27	平成28 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	29. 1. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料331,800円、延滞金及び平成28年9月11日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月37,800円の支払を求めるもの
2	29. 1. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料785,466円、延滞金及び平成28年9月11日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月107,600円の支払を求めるもの
3	29. 1. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料146,025円、延滞金及び平成28年10月6日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月16,900円の支払を求めるもの
4	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料996,477円、延滞金及び平成28年12月19日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月82,800円の支払を求めるもの

5	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料329,716円、延滞金及び平成28年12月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,900円の支払を求めるもの
6	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料214,340円、延滞金及び平成28年9月12日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月28,200円の支払を求めるもの
7	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料432,280円、延滞金及び平成29年1月12日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月27,000円の支払を求めるもの
8	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,164,025円、延滞金及び平成28年12月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月92,500円の支払を求めるもの
9	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料345,145円、延滞金及び平成29年1月12日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,600円の支払を求めるもの

10	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料956,977円、延滞金及び平成29年1月12日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月31,500円の支払を求めるもの
11	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じなかった左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び平成28年9月14日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月13,200円の支払を求めるもの
12	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料337,412円、延滞金及び平成28年12月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月35,400円の支払を求めるもの
13	29. 4. 24	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料961,354円、延滞金及び平成28年12月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月15,600円の支払を求めるもの
14	29. 1. 24	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告らに対し、当該市営住宅の明渡し及び平成28年11月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月43,100円の支払を求めるもの
15	29. 1. 24	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料239,923円、延滞金及び平成28年9月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月43,100円の支払を求めるもの

16	29. 1. 24	** **	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び平成28年12月4日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月108,400円の支払を求めるもの
17	29. 1. 24	** **	** **	高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成29年1月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月71,400円の支払を求めるもの
18	29. 3. 3	** **	** **	市営住宅を正当な理由がなく15日以上使用せず、本市の再三にわたる当該市営住宅の明渡しの要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の平成28年6月1日から同月30日までの使用料相当損害金69,900円及び平成29年1月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月69,900円の支払を求めるもの